

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和6年度第6回登米市農業委員会総会												
開催日時	令和6年9月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時05分閉会												
開催場所	中田庁舎3階 旧議場												
議長の名氏	会長 高橋 清範												
出席者 （委員） の氏名	【農業委員】												
	1番	小野寺	義 幸	2番	鈴木	泰 子	3番	田 島	幹 雄				
	4番	三 塚	芳 毅	5番	五十嵐	幸 喜	6番	柴 崎	専 一				
	7番	佐 藤	久 順	8番	浅 野	和 宏	9番	岩 淵		勉			
	10番	岩 崎	とみ子	11番	阿 部	静 男	12番	上 野	栄 公				
	13番	小野寺	鉄 子	14番	阿 部	晃 徳	15番	加美山	竜 太				
	16番	高 橋	健 之	17番	鈴木	巖	18番	芳 村	忠 市				
	19番	芳 賀	秀 二	20番	櫻 井	利 光	21番	佐 藤	瑛 彦				
	22番	鹿 野	昭 子	23番	門 馬	一 郎	24番	高 橋	清 範				
	【農地利用最適化推進委員】												
	1番	門 脇	昭 雄	2番	及 川	祐 宏	3番	田 崎	光 雄				
	4番	千 葉	久三男	5番	東	敬 三	6番	芳 賀	定 一				
	7番	高 橋	弥寿仁	8番	白 石	久 喜	9番	佐々木	正 志				
	10番	岩 渕	和 也	11番	青 山	信 一	12番	千 葉	利 行				
	13番	佐 藤	啓	14番	千 葉	孝 二	15番	佐々木	喜 朗				
	16番	千 葉	博 直	17番	佐々木	尚	18番	小野寺	堅 二				
	19番	小 出	隆 則	20番	豊 澤	啓 司	21番	佐々木	武 雄				
	22番	佐 藤	晃	23番	鈴木	一 義	24番	小 林	弘 幸				
	25番	石 堂	貴 博	26番	佐 藤	進	27番	土 生	浩 也				
	28番	亀 井	達 夫	29番	近 藤	充	30番	白 鳥	剛				
		（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）											
	事務局職員 職 氏 名	小野寺事務局長、佐々木事務局次長、山形事務局長補佐、佐藤主幹、蛇好主査、三浦主事、白石主事、書記：園田農地管理係長											

議 題	報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 報告第 20 号 使用貸借権の合意解約について 報告第 21 号 農地の現状変更届出について 報告第 22 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第 39 号 非農地証明願について 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第 41 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
会 議 結 果	報告第 19 号 議案書のとおり報告した。 報告第 20 号 議案書のとおり報告した。 報告第 21 号 議案書のとおり報告した。 報告第 22 号 原案のとおり決定した。 議案第 37 号 原案のとおり決定した。 議案第 38 号 すべて可として意見決定することとした。 議案第 39 号 原案のとおり決定した。 議案第 40 号 原案のとおり決定した。 議案第 41 号 原案のとおり決定した。
会議の概要	下記のとおり
会 議 資 料	・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 7 番佐藤久訓委員、議席番号 9 番岩淵勉委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》

議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。 日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 19 号を終わります。
議長	次に、日程第 5、報告第 20 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 20 号を終わります。
議長	次に、日程第 6、報告第 21 号農地の現状届出について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 21 号を終わります。
議長	次に、日程第 7、報告第 22 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 22 号を終わります。

議長	次に、日程第 8、議案 37 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 2 区の報告を登壇してお願いいたします。
13 番委員	令和 6 年 9 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。 農地法第 3 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されている通りです。申請内容は、登米市東和町に居住する受け人が、仙台市宮城野区に居住する譲り渡し人から、東和町錦織地内の農地を譲り受け耕作を行うものです。譲受人は、新規就農者であります。近隣の農業者から指導を受けながら、耕作し、農業機械も購入することから、法律的に、利用できるものと見込まれるため、許可については妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告します。 令和 6 年 9 月 25 日 現地調査委員 3 番 田島 幹雄 委員 14 番 阿部 晃徳 委員 13 番 小野寺 鉄子 委員 以上です。
議長	次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。 《いずれも支障なしの声》 いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 《質疑なしの声を確認》 なければ質疑を終わります。 それではこれより議案第 37 号を採決します。 お諮りします。 本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 9、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

10 番委員

令和 6 年 9 月 20 日に実施し、登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙、議案説明資料 8 ページから 10 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の区分として、小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 11 ページから 13 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に事務所の新築及び駐車場、資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、占用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 14 ページから 16 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における、周囲への影響も見受けられず、専用の要件は満たされております。また、申請地はすでに脳外利用されていることから、申請人により始末書を聴取し、やむを得ず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 17 ページから 19 ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に住宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置され

	るものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告します。 令和6年10月25日、 現地調査委員 9番 岩淵 勉 委員 11番 阿部 静男 委員 10番 岩崎 とみ子 委員 以上のとおり報告します。
議長	次に、第2区の報告を登壇してお願いします。
2番委員	第2区現地調査の結果を報告します。農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されている通りです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には、転用許可ができない農地であります。が、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号6番については、別紙議案説明資料23ページから25ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅をし、新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内であり、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号7番については別紙、議案説明資料26ページから28ページに記載されている通りです。申請内容は申請地にホールクロップ置き場を設置整備するもので、農地区分としては第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。が、例外的に許可することができる集落に接続し、設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号8番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 以上の通り報告します。 令和6年9月25日 現地調査委員 3番 田島 幹雄 委員 14番 阿部 晃徳 委員 13番 小野寺 鉄子 委員

議長

調査報告が終わりました。
これより議案第 38 号について質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。
これより議案第 38 号を採決します。
お諮りします。

本案は、すべて可としますが、進行番号 3 番は既に利用状況が変更になっていることから、今後は関係法令等を遵守し適正に手続きを行うよう指導すべきことを付すことにいたします。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について委員以外の案件は、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に日程第 10、議案第 39 号非農地証明願について、を議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。
お諮りします。
本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号非農地証明願については、願出の通り証明することに

決定いたしました。

次に日程第 11、議案第 40 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 40 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案 40 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について原案の通り決定いたしました。

議長

次に、日程第 12、議案第 41 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

無いようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 41 号について採決します。

お諮りします。

議長	本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって議案第 41 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定いたしました。 以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 6 回登米市農業委員会総会を閉じます。
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 9 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名人 7 番

議事録署名人 9 番